

## 理 由 書

古河都市計画区域は、本県の西部に位置し、東京都心から 60 km 圏内にあり、区域の一部は首都圏整備法に基づく都市開発区域に指定されており、新 4 号国道や国道 4 号、国道 125 号、JR 東北本線など広域的な交通体系の整備が進展により、近年、首都圏近郊との交流が拡大し、人口及び産業の集積が進んでいる。

本区域は、旧古河・総和都市計画区域において昭和 46 年 1 月、旧三和都市計画区域において昭和 61 年 11 月に区域区分を定め、平成 19 年 5 月には両都市計画区域を統合し、現在の古河都市計画区域となった。

また、本区域は、2 回の定期見直しを行い、首都圏などから受ける市街化圧力等を適正に制御しながら、適切な市街化区域の規模を確保してきたところである。

今回、市街化区域に編入する仁連地区は、古河市の中心部から東へ約 10.5 km、首都圏中央連絡自動車道境古河 IC から北へ約 8 km、古河名崎工業団地から西へ約 1km の距離に位置している。

本地区については、古河市都市計画マスタープランにおいて「産業誘導促進エリア」に位置づけているほか、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく「茨城県圏央道沿線地域基本計画」において、重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域「重点促進区域」として位置づけられている。

また、本地区では平成 28 年度に市街化調整区域における地区計画を決定し、工業団地の整備を進め、令和 2 年度には整備が完了し、企業立地が進んでいることから、今後も産業拠点として一層の都市機能の強化を図る必要がある区域となっている。

このようなことから、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や都市計画基礎調査等の結果を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。